

## 役員報酬等の支給の基準

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人賢明学院(以下「この法人という」)の寄附行為第36条の規定に基づき、役員報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいい、次号に該当する職員兼務の理事を除く。
- (3) 職員兼務の理事とは、この法人の理事とこの法人の職員を兼務する者をいう。
- (4) 非常勤の役員とは、常勤の役員及び職員兼務の理事以外の者をいう。
- (5) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、専任教職員給与規程に基づくものを含まない。
- (6) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費(交通費、宿泊費等)及び手数料等の経費をいう。

(報酬等)

第3条 役員に対しては、次の各号に掲げる報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 職員兼務の理事 退職慰労金
- (3) 非常勤の役員 報酬、退職慰労金

(報酬及び賞与の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬及び賞与の額は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
  - (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 職員兼務の理事については、報酬及び賞与を支給しない。
  - 3 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第3に定める額とし、賞与は支給しない。

(退職慰労金)

第5条 役員の退職慰労金は、別表4のとおりとする。ただし、上限は300,000円とする。

(退職慰労金の支給)

第6条 役員の退職慰労金の支給は、理事長が決定し、理事会で承認する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月20日(ただし、支給日が休日にあたるときはその前日とする。)

(2) 賞与 毎年7月及び12月

2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 退職慰労金は、役員の任期満了、辞任、解任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

4 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第8条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(中途就任・退任者の報酬)

第9条 月の途中で就任した役員の報酬は日割計算とし、月の途中で退任し、又は解任された役員の報酬は、退任又は解任の月の報酬を全額支給する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附則

この規程は、平成26年7月24日より施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日より施行する。

別表第1(常勤の役員の報酬)

役職名	報酬の額の上限
理事長	月額 200,000円
常務理事	月額 180,000円

別表第2(常勤の役員の賞与)

7月の賞与	報酬月額×1か月分以内
12月の賞与	報酬月額×2か月分以内

別表第3(非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

業務内容	日額
理事会への出席	20,000円
他, 法人業務のための勤務	10,000円

(2) 監事

業務内容	日額
理事会への出席	20,000円
他, 法人業務のための勤務	10,000円

別表第4(退職慰労金)

在職期間	退職慰労金
1期(4年)以内	30,000円
1期(4年)超 (月数切り上げ)	30,000円×在職年数 ※上限300,000円